

行財政健全化の基本方針

(平成17年2月24日策定)

(1) 目的

財政危機宣言のもと、厳しい財政状況を早期に克服するとともに、将来を見据えた健全な行財政運営を確立する。

(2) 健全化計画

- ・行財政健全化計画策定 : 平成17年度
- ・行財政健全化集中取組期間 : 平成18年度～21年度(4年間)

(3) 取組方法

- ① 緊急的な集中取組期間を設定し、抜本的に財政体質の健全化を図る。
- ② 財政指標等、明確な行政目標(数値目標)を設定して取り組む。
- ③ 行政と民間の役割分担を整理し、市民との協働による行政運営の観点から取り組む。
- ④ 計画への市民の意見・要望の反映、取組状況・実績の公表を行うなど、市民の理解と協力を得ながら推進する。
- ⑤ 国において策定される、新たな地方行政改革の指針も踏まえて対応する。

(4) 健全化の方策

ア 小さな市役所

① 徹底した内部努力

総人件費の抑制、

- ・効率的・機動的な組織の再編、執行体制の見直し
- ・行政需要に対応した職員配置、直営方式の見直しによる職員数の削減
- ・給料、諸手当の見直し 等

公共調達・公共工事の効率化、内部管理経費の一層の縮減に努める。

② 民間活力の積極的な導入

市の行政責任の確保、市民サービスの維持向上を図ることに留意して、民営化・民間委託の推進、NPO等の活用について、積極的かつ計画的に導入を図る。

③ 公共施設の見直し

施設の配置、内容、運営形態等を再検証し、指定管理者制度の導入や施設の統廃合を含め、設置目的を踏まえた効果的・効率的な仕組みを再構築する。

④ 特別会計の健全化及び公営企業、外郭団体の経営改善

特別会計（国民健康保険事業、老人保健医療事業、下水道事業、介護保険事業等）について制度見直しも含めた健全化の推進、公営企業（病院事業、市場事業、水道事業、旅客自動車運送事業）について民間的経営手法の積極的な導入等による自立的な運営と経営改善の促進により、一般会計からの繰出を抑制するとともに、公社等の外郭団体について民間の状況も踏まえたあり方を再検証し、統廃合も含めて検討する。

イ 効果的な事務事業の推進

① 施策の適正選択

市民ニーズの的確な分析と費用対効果の精査、総事業費の抑制を行い、財源を踏まえながら、優先順位を定めて行政施策を展開する。

② 事務事業の見直し

事業の目的、内容、効果等を十分に点検し、必要性・効率性等の観点から、事務事業の廃止・縮小、類似事業の整理統合を図る。

③ 補助金等の合理化

行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を十分に精査し、合理化を図る。

ウ 歳入の確保

① 税収等の確保

課税客体の的確な把握と徴収率の向上に努める。

② 適正負担の推進

市民負担の公平性、他自治体の動向、市民への影響等を把握し、各種行政サービスに対する受益者負担の適正化を推進する。

③ 財産収入の確保

遊休地の貸付け、未利用財産の計画的な処分に努める。

④ 財源の確保

新たな財源確保に向けて検討を進める。

エ 行政運営機能の強化

① 職員の意識改革、人材の確保・育成

公の奉仕者としての原点に立った意識改革を徹底するとともに、質の高い人材の確保、計画的な能力開発、適材適所の人事配置、能力・実績重視の登用等を推進し、職員の資質・意欲と公務能率の向上を図る。

② 窓口機能の強化

市民との接点である窓口の統合化等を推進し、市民の利便性の向上を図る。

③ 電子自治体の推進

市民サービスの向上や事務の簡素・効率化を図るため、情報通信技術の積極的な活用と業務改革に取り組む。

オ 市民の参画と協働

① 積極的な情報公開・説明責任

情報公開制度、個人情報保護制度の充実を図るとともに、市政情報の積極的な提供、的確な市民への説明責任の履行により、開かれた行政運営の推進を図る。

② パートナーシップの確立

広く市民の意思を反映させる仕組み、市民自ら主体的、自主的に地域づくりに参画できる仕組みを整える。